

訪問看護サービスコード表 〈対象：要介護1～5〉

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位					
13 2010	訪看Ⅱ 1	(1)20分未満 264単位 週に1回以上、 20分以上の保健 師又は看護師に よる訪問を行っ た場合算定可能	准看護師 の場合 ×90%	夜間早朝の場合 25% 加算 深夜の場合 50% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ) 2人以上による場合(30 分未満) +254単位	264	1回につき					
13 2015	訪看Ⅱ 1・夜					330						
13 2016	訪看Ⅱ 1・深					396						
13 2017	訪看Ⅱ 1・複11					518						
13 2018	訪看Ⅱ 1・夜・複11					584						
13 2019	訪看Ⅱ 1・深・複11					650						
13 2040	訪看Ⅱ 1・複21					465						
13 2041	訪看Ⅱ 1・夜・複21					531						
13 2042	訪看Ⅱ 1・深・複21					597						
13 2020	訪看Ⅱ 1・准					238						
13 2025	訪看Ⅱ 1・准・夜					298						
13 2026	訪看Ⅱ 1・准・深					357						
13 2027	訪看Ⅱ 1・准・複11					492						
13 2028	訪看Ⅱ 1・准・夜・複11					552						
13 2029	訪看Ⅱ 1・准・深・複11					611						
13 2030	訪看Ⅱ 1・准・複21					439						
13 2031	訪看Ⅱ 1・准・夜・複21					499						
13 2032	訪看Ⅱ 1・准・深・複21					558						
13 2111	訪看Ⅱ 2					(2)30分未満 397単位		准看護師 の場合 ×90%	夜間早朝の場合 25% 加算 深夜の場合 50% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅱ) 2人以上による場合(30 分未満) +201単位	397	1回につき
13 2112	訪看Ⅱ 2・夜										496	
13 2113	訪看Ⅱ 2・深	596										
13 2114	訪看Ⅱ 2・複11	651										
13 2115	訪看Ⅱ 2・夜・複11	750										
13 2116	訪看Ⅱ 2・深・複11	850										
13 2130	訪看Ⅱ 2・複21	598										
13 2131	訪看Ⅱ 2・夜・複21	697										
13 2132	訪看Ⅱ 2・深・複21	797										
13 2121	訪看Ⅱ 2・准	357										
13 2122	訪看Ⅱ 2・准・夜	446										
13 2123	訪看Ⅱ 2・准・深	536										
13 2124	訪看Ⅱ 2・准・複11	611										
13 2125	訪看Ⅱ 2・准・夜・複11	700										
13 2126	訪看Ⅱ 2・准・深・複11	790										
13 2140	訪看Ⅱ 2・准・複21	558										
13 2141	訪看Ⅱ 2・准・夜・複21	647										
13 2142	訪看Ⅱ 2・准・深・複21	737										
13 2211	訪看Ⅱ 3	(3)30分以上 1時間未満 571単位		夜間早朝の場合 25% 加算 深夜の場合 50% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ) 2人以上による場合(30 分未満) +254単位		571					
13 2212	訪看Ⅱ 3・夜						714					
13 2213	訪看Ⅱ 3・深					857						
13 2217	訪看Ⅱ 3・複11					825						
13 2218	訪看Ⅱ 3・夜・複11					968						
13 2219	訪看Ⅱ 3・深・複11					1,111						

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
13 2214	訪看Ⅱ 3・複12					973	1回につき
13 2215	訪看Ⅱ 3・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算			2人以上による場合(30分未満) +402単位	1,116	
13 2216	訪看Ⅱ 3・深・複12	深夜の場合 50% 加算				1,259	
13 2230	訪看Ⅱ 3・複21					772	
13 2231	訪看Ⅱ 3・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合(30分未満) +201単位	915	
13 2232	訪看Ⅱ 3・深・複21	深夜の場合 50% 加算				1,058	
13 2233	訪看Ⅱ 3・複22					888	
13 2234	訪看Ⅱ 3・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算				2人以上による場合(30分未満) +317単位	
13 2235	訪看Ⅱ 3・深・複22	深夜の場合 50% 加算				1,174	
13 2221	訪看Ⅱ 3・准					514	
13 2222	訪看Ⅱ 3・准・夜	夜間早朝の場合 加算				643	
13 2223	訪看Ⅱ 3・准・深	深夜の場合 50% 加算				771	
13 2227	訪看Ⅱ 3・准・複11					768	
13 2228	訪看Ⅱ 3・准・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合(30分未満) +254単位	897	
13 2229	訪看Ⅱ 3・准・深・複11	深夜の場合 50% 加算				1,025	
13 2224	訪看Ⅱ 3・准・複12					916	
13 2225	訪看Ⅱ 3・准・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算			2人以上による場合(30分未満) +402単位	1,045	
13 2226	訪看Ⅱ 3・准・深・複12	深夜の場合 50% 加算				1,173	
13 2240	訪看Ⅱ 3・准・複21					715	
13 2241	訪看Ⅱ 3・准・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合(30分未満) +201単位	844	
13 2242	訪看Ⅱ 3・准・深・複21	深夜の場合 50% 加算				972	
13 2243	訪看Ⅱ 3・准・複22					831	
13 2244	訪看Ⅱ 3・准・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算			2人以上による場合(30分未満) +317単位	960	
13 2245	訪看Ⅱ 3・准・深・複22	深夜の場合 50% 加算				1,088	
13 2311	訪看Ⅱ 4					839	
13 2312	訪看Ⅱ 4・夜	夜間早朝の場合 25% 加算				1,049	
13 2313	訪看Ⅱ 4・深	深夜の場合 50% 加算				1,259	
13 2317	訪看Ⅱ 4・複11					1,093	
13 2318	訪看Ⅱ 4・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合(30分未満) +254単位	1,303	
13 2319	訪看Ⅱ 4・深・複11	深夜の場合 50% 加算				1,513	
13 2314	訪看Ⅱ 4・複12					1,241	
13 2315	訪看Ⅱ 4・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算			2人以上による場合(30分未満) +402単位	1,451	
13 2316	訪看Ⅱ 4・深・複12	深夜の場合 50% 加算				1,661	
13 2430	訪看Ⅱ 4・複21					1,040	
13 2431	訪看Ⅱ 4・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合(30分未満) +201単位	1,250	
13 2432	訪看Ⅱ 4・深・複21	深夜の場合 50% 加算				1,460	
13 2433	訪看Ⅱ 4・複22					1,156	
13 2434	訪看Ⅱ 4・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算			2人以上による場合(30分未満) +317単位	1,366	
13 2435	訪看Ⅱ 4・深・複22	深夜の場合 50% 加算				1,576	
13 2331	訪看Ⅱ 4・長					1,139	
13 2332	訪看Ⅱ 4・夜・長	夜間早朝の場合 25% 加算			1時間30分以上の訪問看護を行う場合 +300単位	1,349	
13 2333	訪看Ⅱ 4・深・長	深夜の場合 50% 加算				1,559	

口  
病院又は診療所

(4)1時間以上1時間30分未満  
839単位

サービスコード	サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
13	2337	訪看Ⅱ 4・複11・長					1,393	1回につき
13	2338	訪看Ⅱ 4・夜・複11・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +254単位		1,603	
13	2339	訪看Ⅱ 4・深・複11・長	深夜の場合 50% 加算					
13	2334	訪看Ⅱ 4・複12・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上に よる場 合 (30分以 上) +402単位	1時間30分 以上の訪問 看護を行う 場合 +300単位	1,541	
13	2335	訪看Ⅱ 4・夜・複12・長	夜間早朝の場合 25% 加算				1,751	
13	2336	訪看Ⅱ 4・深・複12・長	深夜の場合 50% 加算		1,961			
13	2440	訪看Ⅱ 4・複21・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +201単位		1,340	
13	2441	訪看Ⅱ 4・夜・複21・長	夜間早朝の場合 25% 加算				1,550	
13	2442	訪看Ⅱ 4・深・複21・長	深夜の場合 50% 加算		1,760			
13	2443	訪看Ⅱ 4・複22・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上に よる場 合 (30分以 上) +317単位		1,456	
13	2444	訪看Ⅱ 4・夜・複22・長	夜間早朝の場合 25% 加算				1,666	
13	2445	訪看Ⅱ 4・深・複22・長	深夜の場合 50% 加算		1,876			
13	2321	訪看Ⅱ 4・准				755		
13	2322	訪看Ⅱ 4・准・夜	夜間早朝の場合 25% 加算			944		
13	2323	訪看Ⅱ 4・准・深	深夜の場合 50% 加算			1,133		
13	2327	訪看Ⅱ 4・准・複11				1,009		
13	2328	訪看Ⅱ 4・准・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合 (30 分未満) +254単位		1,198	
13	2329	訪看Ⅱ 4・准・深・複11	深夜の場合 50% 加算				1,387	
13	2324	訪看Ⅱ 4・准・複12		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合 (30 分以上) +402単位		1,157	
13	2325	訪看Ⅱ 4・准・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算				1,346	
13	2326	訪看Ⅱ 4・准・深・複12	深夜の場合 50% 加算		1,535			
13	2450	訪看Ⅱ 4・准・複21		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合 (30 分未満) +201単位		956	
13	2451	訪看Ⅱ 4・准・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算				1,145	
13	2452	訪看Ⅱ 4・准・深・複21	深夜の場合 50% 加算		1,334			
13	2453	訪看Ⅱ 4・准・複22		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合 (30 分以上) +317単位		1,072	
13	2454	訪看Ⅱ 4・准・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算				1,261	
13	2455	訪看Ⅱ 4・准・深・複22	深夜の場合 50% 加算		1,450			
13	2341	訪看Ⅱ 4・准・長				1,055		
13	2342	訪看Ⅱ 4・准・夜・長	夜間早朝の場合 25% 加算			1,244		
13	2343	訪看Ⅱ 4・准・深・長	深夜の場合 50% 加算			1,433		
13	2347	訪看Ⅱ 4・准・複11・長				1,309		
13	2348	訪看Ⅱ 4・准・夜・複 11・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +254単位		1,498	
13	2349	訪看Ⅱ 4・准・深・複 11・長	深夜の場合 50% 加算				1,687	
13	2344	訪看Ⅱ 4・准・複12・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上に よる場 合 (30分以 上) +402単位	1時間30分 以上の訪問 看護を行う 場合 +300単位	1,457	
13	2345	訪看Ⅱ 4・准・夜・複 12・長	夜間早朝の場合 25% 加算				1,646	
13	2346	訪看Ⅱ 4・准・深・複 12・長	深夜の場合 50% 加算		1,835			
13	2460	訪看Ⅱ 4・准・複21・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +201単位		1,256	
13	2461	訪看Ⅱ 4・准・夜・複 21・長	夜間早朝の場合 25% 加算				1,445	
13	2462	訪看Ⅱ 4・准・深・複 21・長	深夜の場合 50% 加算		1,634			
13	2463	訪看Ⅱ 4・准・複22・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上に よる場 合 (30分以 上) +317単位		1,372	
13	2464	訪看Ⅱ 4・准・夜・複 22・長	夜間早朝の場合 25% 加算				1,561	
13	2465	訪看Ⅱ 4・准・深・複 22・長	深夜の場合 50% 加算		1,750			

口  
病院又は診療所

准看護師  
の場合  
90%

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
13 3111	定期巡回訪看				2,945	1月につき	
13 3113	定期巡回訪看・准1	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 2,945単位	准看護師による訪問が1回でもある場合×98%		2,886		
13 3115	定期巡回訪看・介5			要介護5の者の場合 +800単位	3,745		
13 3117	定期巡回訪看・准1・介5		准看護師による訪問が1回でもある場合×98%		3,686		
13 4111	訪問看護同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算			
13 4112	訪問看護同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合所定単位数の15%減算				
13 8000	特別地域訪問看護加算1	特別地域訪問看護加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の15%加算			1回につき
13 8001	特別地域訪問看護加算2		ハを算定する場合	所定単位数の15%加算			1月につき
13 8100	訪問看護小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の10%加算			1回につき
13 8101	訪問看護小規模事業所加算2		ハを算定する場合	所定単位数の10%加算			1月につき
13 8110	訪問看護中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の5%加算		1回につき	
13 8111	訪問看護中山間地域等提供加算2		ハを算定する場合	所定単位数の5%加算		1月につき	
13 3100	緊急時訪問看護加算1	緊急時訪問看護加算	指定訪問看護ステーション	574単位加算	574		
13 3200	緊急時訪問看護加算2		医療機関	315単位加算	315		
13 4000	訪問看護特別管理加算I	特別管理加算	特別管理加算（I）	500単位加算	500		
13 4001	訪問看護特別管理加算II		特別管理加算（II）	250単位加算	250		
13 7000	訪問看護ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	2,000単位加算	2,000		死亡月につき
13 4100	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	97単位減算		-97		1日につき
13 4002	訪問看護初回加算	ニ 初回加算		300単位加算	300		1月につき
13 4003	訪問看護退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600単位加算	600		1回につき
13 4004	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250単位加算	250		1月につき
13 4010	訪問看護体制強化加算I	ト 看護体制強化加算（イ及びロを算定する場合のみ算定）	（1） 看護体制強化加算（I）	600単位加算	600		
13 4005	訪問看護体制強化加算II		（2） 看護体制強化加算（II）	300単位加算	300		
13 6101	訪問看護サービス提供体制強化加算1	チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合	6単位加算	6	1回につき	
13 6102	訪問看護サービス提供体制強化加算2		ハを算定する場合	50単位加算	50	1月につき	

### 登録期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
13 3112	定期巡回訪看・日割				97	1日につき
13 3114	定期巡回訪看・准1・日割	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 2,945単位	准看護師による訪問が1回でもある場合×98%	日割計算の場合÷ 30.4日	95	
13 3116	定期巡回訪看・介5・日割				要介護5の者の場合+ 800単位	
13 3118	定期巡回訪看・准1・介5・日割		准看護師による訪問が1回でもある場合×98%		121	
13 8002	特別地域訪問看護加算2日割		特別地域訪問看護加算	ハを算定する場合	所定単位数の15%加算	
13 8102	訪問看護小規模事業所加算2日割	中山間地域等における小規模事業所加算	ハを算定する場合	所定単位数の10%加算		
13 8112	訪問看護中山間地域等加算2日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	ハを算定する場合	所定単位数の5%加算		

介護予防訪問看護サービスコード表 〈対象：要支援1、2〉

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
63 2010	予訪看Ⅱ 1	(1)20分未満 254単位 週に1回以上、 20分以上の保健 師又は看護師に よる訪問を行っ た場合算定可能			254
63 2015	予訪看Ⅱ 1・夜		夜間早朝の場合 25% 加算		318
63 2016	予訪看Ⅱ 1・深		深夜の場合 50% 加算		381
63 2017	予訪看Ⅱ 1・複11			複数 名訪 問加 算 (I)	508
63 2018	予訪看Ⅱ 1・夜・複11		夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +254単位	572
63 2019	予訪看Ⅱ 1・深・複11		深夜の場合 50% 加算		635
63 2030	予訪看Ⅱ 1・複21			複数 名訪 問加 算 (I)	455
63 2031	予訪看Ⅱ 1・夜・複21		夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +201単位	519
63 2032	予訪看Ⅱ 1・深・複21		深夜の場合 50% 加算		582
63 2020	予訪看Ⅱ 1・准				229
63 2025	予訪看Ⅱ 1・准・夜		夜間早朝の場合 25% 加算		286
63 2026	予訪看Ⅱ 1・准・深		深夜の場合 50% 加算		344
63 2027	予訪看Ⅱ 1・准・複11			複数 名訪 問加 算 (I)	483
63 2028	予訪看Ⅱ 1・准・夜・複11		夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +254単位	540
63 2029	予訪看Ⅱ 1・准・深・複11		深夜の場合 50% 加算		598
63 2040	予訪看Ⅱ 1・准・複21			複数 名訪 問加 算 (I)	430
63 2041	予訪看Ⅱ 1・准・夜・複21		夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +201単位	487
63 2042	予訪看Ⅱ 1・准・深・複21		深夜の場合 50% 加算		545
63 2111	予訪看Ⅱ 2				380
63 2112	予訪看Ⅱ 2・夜		夜間早朝の場合 25% 加算		475
63 2113	予訪看Ⅱ 2・深		深夜の場合 50% 加算		570
63 2114	予訪看Ⅱ 2・複11			複数 名訪 問加 算 (I)	634
63 2115	予訪看Ⅱ 2・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +254単位	729	
63 2116	予訪看Ⅱ 2・深・複11	深夜の場合 50% 加算		824	
63 2050	予訪看Ⅱ 2・複21		複数 名訪 問加 算 (I)	581	
63 2051	予訪看Ⅱ 2・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +201単位	676	
63 2052	予訪看Ⅱ 2・深・複21	深夜の場合 50% 加算		771	
63 2121	予訪看Ⅱ 2・准			342	
63 2122	予訪看Ⅱ 2・准・夜	夜間早朝の場合 25% 加算		428	
63 2123	予訪看Ⅱ 2・准・深	深夜の場合 50% 加算		513	
63 2124	予訪看Ⅱ 2・准・複11		複数 名訪 問加 算 (I)	596	
63 2125	予訪看Ⅱ 2・准・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +254単位	682	
63 2126	予訪看Ⅱ 2・准・深・複11	深夜の場合 50% 加算		767	
63 2130	予訪看Ⅱ 2・准・複21		複数 名訪 問加 算 (I)	543	
63 2131	予訪看Ⅱ 2・准・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +201単位	629	
63 2132	予訪看Ⅱ 2・准・深・複21	深夜の場合 50% 加算		714	
63 2211	予訪看Ⅱ 3			550	
63 2212	予訪看Ⅱ 3・夜	夜間早朝の場合 25% 加算		688	
63 2213	予訪看Ⅱ 3・深	深夜の場合 50% 加算		825	
63 2217	予訪看Ⅱ 3・複11		複数 名訪 問加 算 (I)	804	
63 2218	予訪看Ⅱ 3・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +254単位	942	
63 2219	予訪看Ⅱ 3・深・複11	深夜の場合 50% 加算		1,079	
63 2214	予訪看Ⅱ 3・複12		複数 名訪 問加 算 (I)	952	
63 2215	予訪看Ⅱ 3・夜・複12	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分以上) +402単位	1,090	
63 2216	予訪看Ⅱ 3・深・複12	深夜の場合 50% 加算		1,227	
63 2230	予訪看Ⅱ 3・複21		複数 名訪 問加 算 (I)	751	
63 2231	予訪看Ⅱ 3・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算	2人以上による場合(30 分未満) +201単位	889	
63 2232	予訪看Ⅱ 3・深・複21	深夜の場合 50% 加算		1,026	

口  
病院又は診療所

1回につき

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位			
63 2233	予訪看Ⅱ 3・複22	准看護師 の場合 ×90%			2人以上による場合(30分 以上) +317単位	867	1回につき			
63 2234	予訪看Ⅱ 3・夜・複22					夜間早朝の場合 25% 加算		1,005		
63 2235	予訪看Ⅱ 3・深・複22					深夜の場合 50% 加算		1,142		
63 2221	予訪看Ⅱ 3・准							495		
63 2222	予訪看Ⅱ 3・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		619		
63 2223	予訪看Ⅱ 3・准・深					深夜の場合 50% 加算		743		
63 2227	予訪看Ⅱ 3・准・複11							749		
63 2228	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複11					夜間早朝の場合 25% 加算		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合(30分未 満) +254単位	873
63 2229	予訪看Ⅱ 3・准・深・複11					深夜の場合 50% 加算				997
63 2224	予訪看Ⅱ 3・准・複12					夜間早朝の場合 25% 加算		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合(30分以 上) +402単位	897
63 2225	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複12					深夜の場合 50% 加算				1,021
63 2226	予訪看Ⅱ 3・准・深・複12					深夜の場合 50% 加算			1,145	
63 2240	予訪看Ⅱ 3・准・複21							複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合(30分未 満) +201単位	696
63 2241	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複21					夜間早朝の場合 25% 加算				820
63 2242	予訪看Ⅱ 3・准・深・複21					深夜の場合 50% 加算			944	
63 2243	予訪看Ⅱ 3・准・複22							複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合(30分以 上) +317単位	812
63 2244	予訪看Ⅱ 3・准・夜・複22					夜間早朝の場合 25% 加算				936
63 2245	予訪看Ⅱ 3・准・深・複22					深夜の場合 50% 加算			1,060	
63 2311	予訪看Ⅱ 4								810	
63 2312	予訪看Ⅱ 4・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			1,013	
63 2313	予訪看Ⅱ 4・深	深夜の場合 50% 加算		1,215						
63 2317	予訪看Ⅱ 4・複11			1,064						
63 2318	予訪看Ⅱ 4・夜・複11	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合(30分未 満) +254単位	1,267					
63 2319	予訪看Ⅱ 4・深・複11	深夜の場合 50% 加算			1,469					
63 2314	予訪看Ⅱ 4・複12	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場合(30分以 上) +402単位	1,212					
63 2315	予訪看Ⅱ 4・夜・複12	深夜の場合 50% 加算			1,415					
63 2316	予訪看Ⅱ 4・深・複12	深夜の場合 50% 加算		1,617						
63 2430	予訪看Ⅱ 4・複21		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合(30分未 満) +201単位	1,011					
63 2431	予訪看Ⅱ 4・夜・複21	夜間早朝の場合 25% 加算			1,214					
63 2432	予訪看Ⅱ 4・深・複21	深夜の場合 50% 加算		1,416						
63 2433	予訪看Ⅱ 4・複22		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場合(30分以 上) +317単位	1,127					
63 2434	予訪看Ⅱ 4・夜・複22	夜間早朝の場合 25% 加算			1,330					
63 2435	予訪看Ⅱ 4・深・複22	深夜の場合 50% 加算		1,532						
63 2331	予訪看Ⅱ 4・長			1,110						
63 2332	予訪看Ⅱ 4・夜・長	夜間早朝の場合 25% 加算		1,313						
63 2333	予訪看Ⅱ 4・深・長	深夜の場合 50% 加算		1,515						
63 2337	予訪看Ⅱ 4・複11・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場 合(30分未 満) +254単位	1,364					
63 2338	予訪看Ⅱ 4・夜・複11・長	夜間早朝の場合 25% 加算			1,567					
63 2339	予訪看Ⅱ 4・深・複11・長	深夜の場合 50% 加算		1,769						
63 2334	予訪看Ⅱ 4・複12・長	夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (Ⅰ)	2人以上による場 合(30分以 上) +402単位	1,512					
63 2335	予訪看Ⅱ 4・夜・複12・長	深夜の場合 50% 加算			1,715					
63 2336	予訪看Ⅱ 4・深・複12・長	深夜の場合 50% 加算		1,917						
63 2440	予訪看Ⅱ 4・複21・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場 合(30分未 満) +201単位	1,311					
63 2441	予訪看Ⅱ 4・夜・複21・長	夜間早朝の場合 25% 加算			1,514					
63 2442	予訪看Ⅱ 4・深・複21・長	深夜の場合 50% 加算		1,716						
63 2443	予訪看Ⅱ 4・複22・長		複数 名訪 問加 算 (Ⅱ)	2人以上による場 合(30分以 上) +317単位	1,427					
63 2444	予訪看Ⅱ 4・夜・複22・長	夜間早朝の場合 25% 加算			1,630					
63 2445	予訪看Ⅱ 4・深・複22・長	深夜の場合 50% 加算		1,832						

口 病院又は診療所

(4)1時間以上1時間30分未満  
810単位

1時間30分  
以上の  
訪問看護を  
行う場合  
+300単位

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
63 2321	予訪看Ⅱ 4・准	口 病院又は診療所	准看護師 の場合 ×90%			729			
63 2322	予訪看Ⅱ 4・准・夜			夜間早朝の場合 25% 加算		911			
63 2323	予訪看Ⅱ 4・准・深			深夜の場合 50% 加算		1,094			
63 2327	予訪看Ⅱ 4・准・複11					983			
63 2328	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 11			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (I)	2人以上による場合(30 分未満) +254単位		1,165	
63 2329	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 11			深夜の場合 50% 加算				1,348	
63 2324	予訪看Ⅱ 4・准・複12							1,131	
63 2325	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 12			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (I)	2人以上による場合(30 分以上) +402単位		1,313	
63 2326	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 12			深夜の場合 50% 加算				1,496	
63 2450	予訪看Ⅱ 4・准・複21							930	
63 2451	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 21			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (I)	2人以上による場合(30 分未満) +201単位		1,112	
63 2452	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 21			深夜の場合 50% 加算				1,295	
63 2453	予訪看Ⅱ 4・准・複22							1,046	
63 2454	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 22			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (II)	2人以上による場合(30 分以上) +317単位		1,228	
63 2455	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 22			深夜の場合 50% 加算				1,411	
63 2341	予訪看Ⅱ 4・准・長							1,029	
63 2342	予訪看Ⅱ 4・准・夜・長			夜間早朝の場合 25% 加算				1,211	
63 2343	予訪看Ⅱ 4・准・深・長			深夜の場合 50% 加算				1,394	
63 2347	予訪看Ⅱ 4・准・複11・ 長							1,283	
63 2348	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 11・長			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (I)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +254単位		1,465	
63 2349	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 11・長			深夜の場合 50% 加算				1,648	
63 2344	予訪看Ⅱ 4・准・複12・ 長							1,431	
63 2345	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 12・長			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (I)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +402単位		1,613	
63 2346	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 12・長			深夜の場合 50% 加算				1,796	
63 2460	予訪看Ⅱ 4・准・複21・ 長							1,230	
63 2461	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 21・長			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (I)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +201単位		1,412	
63 2462	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 21・長			深夜の場合 50% 加算				1,595	
63 2463	予訪看Ⅱ 4・准・複22・ 長							1,346	
63 2464	予訪看Ⅱ 4・准・夜・複 22・長			夜間早朝の場合 25% 加算	複数 名訪 問加 算 (II)	2人以上に よる場 合 (30分未 満) +317単位		1,528	
63 2465	予訪看Ⅱ 4・准・深・複 22・長			深夜の場合 50% 加算				1,711	
63 4111	予防訪問看護同一建物減 算1			事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算				1月 につ き
63 4112	予防訪問看護同一建物減 算2					同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算			
63 8000	予防特別地域訪問看護加 算	特別地域介護予防訪問看護加算		所定単位数の 15% 加算					
63 8100	予防訪問看護小規模事業 所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1回 につ き			
63 8110	予防訪問看護中山間地域 等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算					
63 3100	予防緊急時訪問看護加算 1	緊急時介護予防訪問 看護加算	指定介護予防訪問看護ステーション	574 単位加算	574	1月 につ き			
63 3200	予防緊急時訪問看護加算 2		医療機関	315 単位加算	315				
63 4000	予防訪問看護特別管理加 算I	特別管理加算	特別管理加算 (I)	500 単位加算	500	1月 につ き			
63 4001	予防訪問看護特別管理加 算II		特別管理加算 (II)	250 単位加算	250				
63 4002	予防訪問看護初回加算	ハ 初回加算		300 単位加算	300				
63 4003	予防訪問看護退院時共同 指導加算	ニ 退院時共同指導加算		600 単位加算	600	1回 につ き			
63 4005	予防訪問看護体制強化加 算	ホ 看護体制強化加算		300 単位加算	300	1月 につ き			
63 6101	予防訪問看護サービス提 供体制加算	ヘ サービス提供体制強化加算		6 単位加算	6	1回 につ き			

# 算定構造表

訪問看護ステーションが行う場合の部分は省略している。

## (1) 訪問看護費（要介護者）

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分	車看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若し深夜の場合	複数名訪問加算（1）	複数名訪問加算（出）	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者（同一建物）以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における児童福祉施設加算	緊急時訪問看護加算（※）	特設管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医師検診の訪問看護が必要な場合、若し発行する訪問看護指示の文書指定期間の日数につき減算（1日につき）	
(1) 20分未満 （264単位）	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +30/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位			事業所と同一建物の利用者（同一建物）又はこれ以外に利用者20人以上同一建物で行う場合 ×50/100	中山間地域等における児童福祉施設加算 +15/100 +10/100 +5/100		1月につき (I) の場合 +500単位 (II) の場合 +250単位		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ケアを行った場合 +200単位		
(2) 30分未満 （387単位）	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +30/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位			事業所と同一建物の利用者（同一建物）又はこれ以外に利用者20人以上同一建物で行う場合 ×50/100	中山間地域等における児童福祉施設加算 +15/100 +10/100 +5/100		1月につき (I) の場合 +500単位 (II) の場合 +250単位		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ケアを行った場合 +200単位		
(3) 30分以上1時間未満 （571単位）	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +30/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位			事業所と同一建物の利用者（同一建物）又はこれ以外に利用者20人以上同一建物で行う場合 ×50/100	中山間地域等における児童福祉施設加算 +15/100 +10/100 +5/100		1月につき (I) の場合 +500単位 (II) の場合 +250単位		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ケアを行った場合 +200単位		
(4) 1時間以上1時間30分未満 （839単位）	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +30/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位			事業所と同一建物の利用者（同一建物）又はこれ以外に利用者20人以上同一建物で行う場合 ×50/100	中山間地域等における児童福祉施設加算 +15/100 +10/100 +5/100		1月につき (I) の場合 +500単位 (II) の場合 +250単位		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ケアを行った場合 +200単位		
ハ 冠帯器用・冠帯材取外し看護事業者と連携する場合 （1月につき 2945単位）	看護報酬による訪問が1回でもある場合 +38/100													
ニ 初回加算 （1月につき +30単位）														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 （1月につき +20単位）														
ト 看護体制強化加算 （イ及びロを規定する場合のみ規定） （1月につき +600単位）														
チ サービス提供体制強化加算 （イ及びロを規定する場合のみ規定） （1月につき +300単位）														

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、午前・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 「事業所と同一建物の利用者20人以上これ以外の同一建物の利用者20人以上をケアを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「特別地域訪問看護加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

## (2) 介護予防訪問看護費（要支援者）

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
ロ 朝又は夜診療所の場合 (1) 30分未満 週に1回以上、30分以上の業務朝又は看護館による訪問を行った場合算定可能 (254単位) (2) 30分未満 (380単位) (3) 30分以上1時間未満 (550単位) (4) 1時間以上1時間30分未満 (810単位)	常看護館の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	根拠名目別加算(1)	根拠名目別加算(2)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上に利用する場合	特別地域介護予防加算	中山間地域等における小規模事業所における介護予防加算	中山間地域等における介護予防加算(※)	特別加算	
	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +284単位 30分以上の場合 +377単位		事業所と同一建物利用者20人以上に利用する場合 ×85/100 事業所と同一建物利用者が20人以上に利用する場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき (1)の場合 +50単位 (2)の場合 +315単位	
											1月につき (1)の場合 +50単位 (2)の場合 +290単位
ハ 初期加算											
	(1月につき +300単位)										
ホ 看護体制強化加算											
	(1月につき +300単位)										
ヘ サービス提供体制強化加算											
	(1回につき +6単位)										

※ 1月以内の2回目以降の算定時間については、早期・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 「事業所と同一建物の利用者が20人以上にサービスを提供する場合」、「特別地域介護予防加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等における介護予防加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給回数管理の対象外の算定項目

## 訪問看護事業の指定基準（介護予防含む）

- (1) 要介護者への訪問看護と要支援者への介護予防訪問看護の人員基準、設備基準は同じである。両方の事業を一体的に運用する場合は、一方の基準を満たせばよい。
- (2) 保険医療機関の場合はみなし指定されるため申請は不要だが、指定を辞退する届出をした場合等において新たに事業を開始する場合は、指定申請が必要となる。

サービスの対象者	介護予防訪問看護：要支援 1、2 訪問看護：要介護 1～5		
サービスの内容	主治医の指示に基づき介護職員が要支援者・要介護者の居宅を訪問して実施する療養上の世話、指導、診療の補助		
事業所指定の可否	保険医療機関が実施する場合	法人	○申請不要
		個人	○申請不要
	訪問看護ステーションが実施する場合	法人	○要申請
		個人	×
サービス提供に当たっての居宅サービス計画の要否	居宅サービス計画を要する。 ただし頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、医療保険から訪問看護が給付される。		

### 1 基本方針（平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号）

指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

#### 編 注

介護予防訪問看護の場合は、下線部は適用しない。また、上記に加え「利用者の生活機能の維持又は向上を目指す」ことが求められる。

### 2 人員に関する基準（平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号）

訪問看護（病院・診療所が直接行う場合）の人員基準	
従事者	訪問看護に従事する保健師、看護師、准看護師が勤務していること。 * 常勤、非常勤を問わない。他の業務との兼務も可。

### 3 設備に関する基準（平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号）

訪問看護（病院・診療所が直接行う場合）の設備基準	
区画	事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること。
設備・備品	必要な設備、備品を備えること。

※ 病院・診療所が直接行う場合の専用の区画については、利用申込の受付、相談等に対応するの

に適切なスペースを確保しており、業務に支障がない場合であって、区画が明確に特定されていれば専用でなくても良い。

#### 4 運営に関する基準

(平成11年厚生省令第37号・最終改正平成30年厚生労働省令第4号)

##### (訪問看護の取扱方針等)

項目	条文
①指定訪問看護の基本取扱方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</li> <li>2 事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> </ol>
②指定訪問看護の具体的取扱方針	<p>看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。</li> <li>二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</li> <li>三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってこれを行う。</li> <li>四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</li> <li>五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</li> </ol>
③主治の医師との関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</li> <li>2 事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</li> <li>3 事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</li> <li>4 当該事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに示す文書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は診療録等への記載をもって代えることができる。</li> </ol>
④訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護師等（准看護師を除く。以下④において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。</li> <li>2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。</li> <li>3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</li> <li>4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</li> <li>5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</li> <li>6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</li> <li>7 ③4の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。</li> </ol>

(介護予防訪問看護の取扱方針等)

項目	条文
①指定介護予防訪問看護の基本取扱方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</li> <li>2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</li> <li>4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</li> <li>5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。</li> </ol>
②指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針	<p>看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。</li> <li>二 看護師等（准看護師を除く。以下②において同じ。）は、一に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければならない。</li> <li>三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</li> <li>四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</li> <li>五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</li> <li>六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び二に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。</li> <li>七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</li> <li>八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行う。</li> <li>九 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</li> <li>十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下「モニタリング」）を行う。</li> <li>十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければならない。</li> </ol>

	<p>十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出しなければならない。</p> <p>十四 一から十二までの規定は、十三に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。</p> <p>十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、二から六まで及び十から十四までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。</p>
③主治の医師との関係	<p>1 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 ②の十五の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。</p>

その他の取扱基準は、**下表**の通り。なお、介護予防訪問看護では以下について右欄に読み替える。

指定訪問看護	指定介護予防訪問看護
要介護	要支援
訪問看護計画書	介護予防訪問看護計画書
訪問看護報告書	介護予防訪問看護報告書
居宅介護支援事業者	介護予防支援事業者
法定代理受領（*1）	介護予防サービス
居宅サービス計画	介護予防サービス計画
居宅介護サービス	介護予防サービス

\*1 ⑧欄に限って読み替える。

項目	条文
①内容・手続の説明及び同意	事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。
②提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んではならない。
③サービス提供困難時の対応	事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。
④受給資格等の確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。</li> <li>事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めなければならない。</li> </ol>
⑤要介護認定等の申請に係る援助	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業者は、指定訪問看護の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</li> <li>事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。</li> </ol>
⑥心身の状況等の把握	事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
⑦居宅介護支援事業者等との連携	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</li> <li>事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</li> </ol>
⑧法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者の居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ることにより、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。
⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。
⑩居宅サービス計画の変更の援助	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

項目	条文
⑪身分を証する書類の携行	事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
⑫サービスの提供の記録	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について介護保険法の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</li> <li>2 事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</li> </ol>
⑬利用料等の受領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。</li> <li>2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法・老人保健法に規定する指定訪問看護の費用の額との間に、不合理な差が生じないようにしなければならない。</li> <li>3 事業者は、1、2の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</li> <li>4 事業者は、3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</li> </ol>
⑭保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
⑮利用者に関する市町村への通知	<p>事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。</li> <li>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</li> </ol>
⑯緊急時等の対応	看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。
⑰同居家族に対する訪問看護の禁止	事業者は、事業所の看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。
⑱管理者の責務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うものとする。</li> <li>2 事業所の管理者は、事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</li> </ol>
⑲運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

項目	条文
	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 その他運営に関する重要事項
⑳勤務体制の確保等	1 事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しなければならない。 3 事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
㉑衛生管理等	1 事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
㉒掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
㉓秘密保持等	1 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
㉔広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
㉕居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
㉖苦情処理	1 事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 事業者は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、3の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

項目	条文
	<p>5 事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法に規定する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、5の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>
⑳地域との連携	<p>事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
㉑事故発生時の対応	<p>1 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、1の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
㉒会計の区分	<p>事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければならない。</p>
㉓記録の整備	<p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師による指示の文書</p> <p>(2) 訪問看護計画書</p> <p>(3) 訪問看護報告書</p> <p>(4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>